

安否確認システム，受信機，安否確認方法及びプログラム装置事件（審決取消訴訟事件）	
事件の表示	令和2年（行ケ）第10128号 判決日：令和4年1月11日 担当部：知的財産高等裁判所第3部
判決	審決取消
参照条文	特許法29条2項
キーワード	進歩性（相違点の認定）

1. 概要

発明の名称を「安否確認システム，受信機，安否確認方法及びプログラム装置」とする発明について，請求項に記載された発明は，進歩性がないとする拒絶審決を不服として審決取消訴訟を提起し，審決が取り消された事例。

2. 経緯

平成27年5月26日：出願（特願2015-106553）

平成27年6月25日：手続補正（自発補正）

平成30年12月21日：手続補正（自発補正）

令和1年5月21日：拒絶理由通知

令和1年7月16日：手続補正

令和1年7月30日：拒絶査定

令和1年10月28日：拒絶査定不服審判請求（不服2019-014345）

令和1年10月28日：手続補正

令和1年10月29日：手続補正

令和2年5月19日：拒絶理由通知

令和2年7月14日：手続補正

令和2年9月20日：拒絶審決

令和2年10月28日：審決取消訴訟提起

令和4年1月11日：判決（審決取消）

3. 本件発明の概要

3. 1. 請求項の記載

【請求項1】

クラウド環境下における安否確認システムであって，
クラウドを構成するサーバと，
設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号が予め前記サーバに登録され，点灯又は消灯する照明装置と，受信機と，を備え，

前記受信機は、前記サーバが送信する管理画面情報を受信し、安否通知ルールの設定、変更及び追加する画面を表示し、

前記サーバは、前記安否通知ルールの設定、変更及び追加の情報を登録し、

前記照明装置は、点灯又は消灯に応じて前記ID番号が重畳された電波を発信する発信装置を備え、

前記発信装置は、交換可能であり、

前記サーバが、前記発信装置が発信する前記電波に重畳された前記ID番号に基づき、前記受信機の画面を介して登録された前記安否通知ルールに応じて、前記照明装置の点灯又は消灯に係る情報を見守り対象者の安否情報として見守り者の外部端末に通報することを特徴とする

安否確認システム。

3. 2. 明細書および図面の記載（下線は筆者による）

【0021】

図1に、本実施形態に係る安否確認システム100の構成を示す。本実施形態に係る安否確認システム100は、クラウド環境下において安否確認サービスを提供するシステムであって、個々の照明装置10に実装される電子タグ発信装置（以下、LEDビーコン10aという）の設置位置がクラウドを構成するサーバ（以下、クラウドサーバ30という）に予め登録される。このため、各LEDビーコン10aは、一意に割り振られた位置ID番号が重畳された電波を発信する。

【0022】

また、本実施形態に係る安否確認システム100は、各LEDビーコン10aから発信される電波を受信し、受信した電波に重畳された位置ID番号に基づく問い合わせをクラウドサーバ30に行なう受信機20と、クラウドサーバ30により生成される安否確認情報をメッセージとして受信し表示する見守り者が所持する外部端末40とを含む。受信機20及び外部端末40は、モバイルネットワーク50経由でクラウドコンピューティングシステム（クラウドサーバ30）に接続される。なお、受信機20は、見守り対象者を単位に設けられる。

【0024】

このため、事業者は、予め、LEDビーコン10a毎に、出荷する施設の位置情報（設置箇所が存在する施設の住所、並びに設置箇所の緯度経度及び施設の設置する階数等）をクラウドサーバ30に登録する。そして、その位置情報に紐づく位置ID番号を作成し、LEDビーコン10aに位置ID番号を付与する。そしてそのLEDビーコン10aには、上記の設定が行われ利用される施設（家庭、オフィスまたは公共施設でもよい）へ出荷される。図2（a）（b）に、図1に示すLEDビーコン10aから送信される位置ID番号のデータフォーマット、クラウドサーバ30が有するDB（データベース）に格納される

管理情報のデータ構造の一例が、それぞれ示されている。

【0026】

図2 (b) にクラウドサーバ30が内蔵するDBのデータ構造の一例が示されている。
図2 (b) によれば、データベースに蓄積される管理情報は、位置ID番号毎に、照明装置10を単位として一意的に割り振られる出荷ID番号、施設を単位に割り振られる施設ID番号、及び出荷ID番号に紐付けられ、かつ、施設ID番号ごとに設置箇所を単位として割り振られる内部管理ID番号を含む。また、照明装置10が、設置箇所が存する施設の住所、設置箇所の緯度経度、及び施設が複数階から構成される場合は、設置箇所の階数と紐付けられて管理されている。

【0030】

見守り者は、取得したURL等に基づき管理画面にログインすると (ステップS10)、受信機20のブラウザを介して図8の右欄に画面構成の一例を示す管理画面メニューが表示される。続いて見守り者は、メニュー選択により、クラウドサーバ30に、照明装置の設置箇所の設定 (居間かトイレか風呂場か等)、安否通知ルールの設定、通知先の設定等、管理画面の設定登録を行う (ステップS11)。・・・

【0031】

クラウドサーバ30は、受信機20により送信された設定登録情報からDBに記憶する管理情報を生成する (ステップS13)。ここでいう管理情報とは、図2 (b) に示す、施設内に設置されたLEDビーコン10aの位置ID番号毎に一意的に割り振られる出荷ID番号、施設を単位に割り振られる施設ID番号、及び出荷ID番号に紐付けられ、かつ、施設ID番号ごとに設置箇所を単位として割り振られる内部管理ID番号の組である。また、照明装置10が、設置箇所が存する施設の住所、設置箇所の緯度経度、及び施設が複数階から構成される場合は設置箇所の階数と紐付けられて管理されてもよい。

【0032】

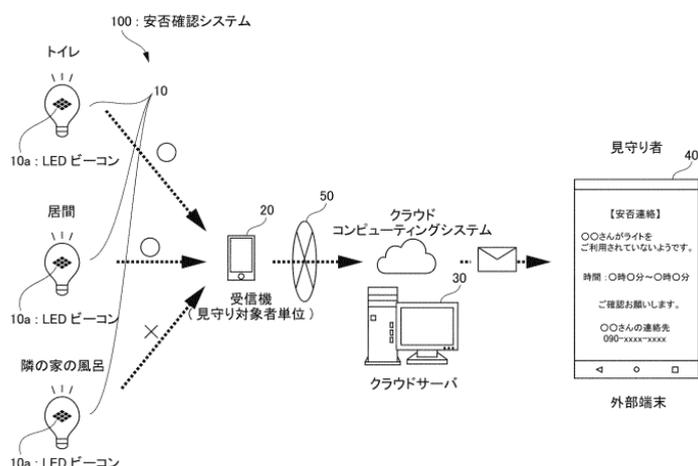
以上の前処理の後、受信機20が、ある照明装置の点灯を契機にLEDビーコン10aからユニークな位置ID番号を含む電波を、その電波の受信可能範囲内で受信したとする (ステップS14)。電波を受信した受信機20は、クラウドサーバ30に問い合わせを行う (ステップS15)。なお、クラウドサーバ30は、受信機20から問い合わせを受信する毎に該当の照明装置10の点灯/消灯履歴を蓄積しており、その履歴を参照することにより、設定登録された安否通知ルールに基づき安否情報の生成を行う (ステップS16)。

【0033】

クラウドサーバ30は、受信機20から問い合わせを受けると、該当の照明装置10の点灯/消灯履歴を参照し、予め設定登録された安否通知ルールにしたがい、例えば、トイレの照明装置10が1時間以上継続して点灯していた場合、異常 (トイレで倒れているかもしれない) と判定し、あるいは、夜間の7時から10時に居間の照明が点灯しない場合、異常 (寝込んでいるかもしれない) と判定し、例えば、図1に示すように、「○○さんがラ

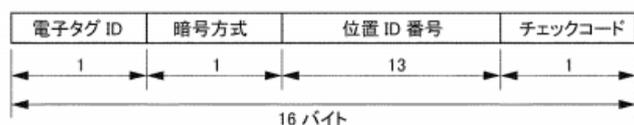
イトを利用されていないようです。時間：〇時〇分～〇時〇分。ご確認ください。〇〇さんの連絡先 090-xxxx-xxxx」のようなメッセージ（安否確認メール）を生成し（ステップS17）、予め通知者設定された見守り者が所持する外部端末40へ送信する（ステップS17）。この安否確認メールは、外部端末40に表示され、これを閲覧した見守り者は、電話連絡、あるいは現地に出向いて見守り者の安否確認が可能である（ステップS18）。

【図1】



【図2】

(a)



(b)

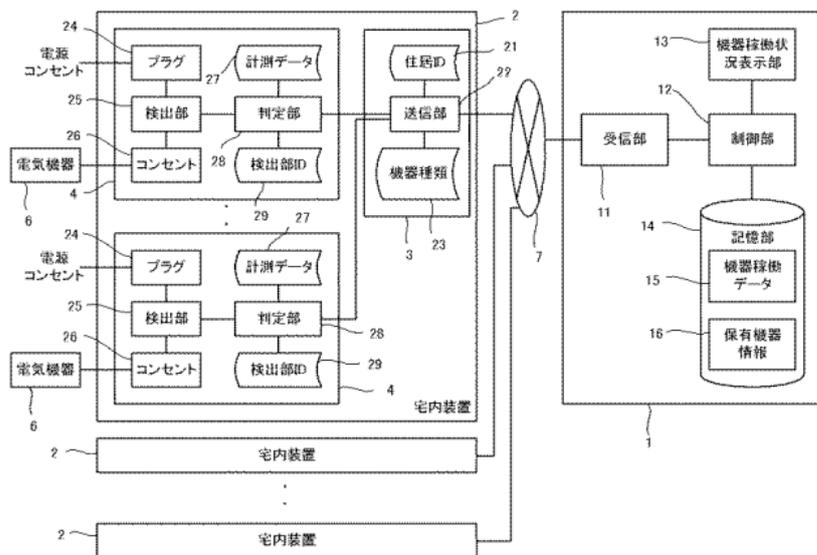
位置ID番号	出荷ID番号	施設ID番号	内部管理ID	施設住所(階数)	緯度・経度
--------	--------	--------	--------	----------	-------

4. 引用文献1の概要（下線は筆者による）

- ・生活状況監視システムは、宅内装置2と遠隔監視装置1から構成される（【0019】）。
- ・宅内装置2において、電源タップ4は、1対1の関係で接続されている電気機器6の稼働状態を判定し、判定した稼働状態である計測データに、住居内で電源タップ4を一意に識別する符号である検出部IDを付けて、小電力無線で送信機3に送信する（【0020】，【0022】，【0023】，【図1】，【図6】，【図10】）。
- ・電気機器6は照明器具であってもよい（【0021】）。

- ・送信機3は電源タップ4から計測データと検出部IDを受信し、観測データと観測した時刻に、住居を一意に識別する符号である住居ID、検出部IDおよび機器種類を付加して遠隔監視装置1に通信ネットワーク7（インターネット）を経由して送信する（【0024】、【0031】）
- ・遠隔監視装置1は、宅内装置2から電気機器6の稼働状況を受信して、住居IDと検出部IDに基づき電気機器6の稼働状態を格納する（【0019】、【0033】、【0040】、【図1】、【図4】）。
- ・遠隔監視装置1の機器稼働状況表示部13は、役場や消防署の担当者、あるいはマンション管理人の人が、その異常や変化に気がつけば、その状況になっている住宅へ直接訪ねていくべきであると認識させる警告的情報を表示するものである（【0043】）。

【図1】



【図4】

住居ID	計測値ID	機器種類	時刻	状態
hid4	id17	ポット	2009/6/3/13:10	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/13:20	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/13:30	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/13:40	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/13:50	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/14:00	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/14:10	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/14:20	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/14:30	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/14:40	稼働
hid4	id17	ポット	2009/6/3/14:50	稼働
...

【図 5】

住居A

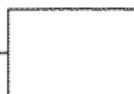
22 送信部

住居ID	計測値ID	機器種類	時刻	稼働状況
hid7	id13	電気炊飯器	T3	稼働
hid7	id23	掃除機	T4	稼働
hid7	id5	冷蔵庫	T5	稼働
hid7	id17	PC	T4	停止

住居B
22 送信部



住居C
22 送信部



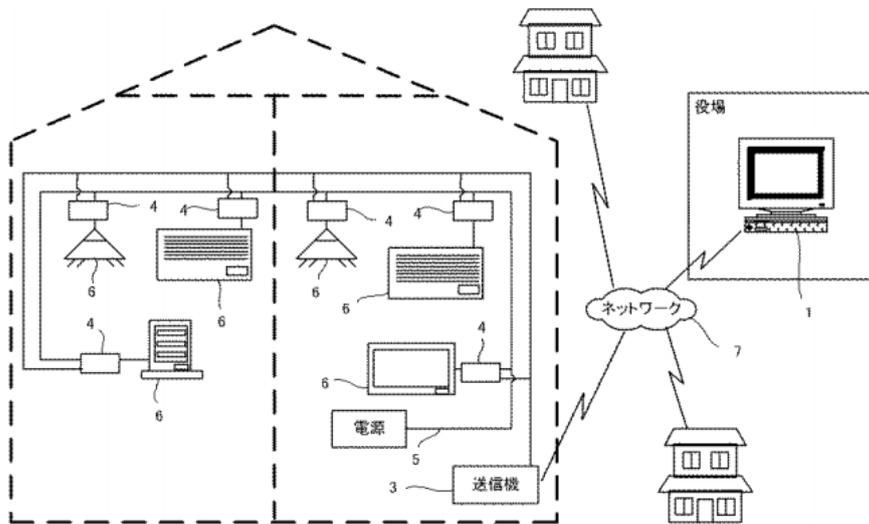
15 機器稼働データ

住居ID	計測値ID	機器種類	時刻	稼働状況
hid7	id13	電気炊飯器	T3	稼働
hid7	id23	掃除機	T4	稼働
hid7	id5	冷蔵庫	T5	稼働
hid7	id17	PC	T4	停止
hid2	id13	電気炊飯器	T1	停止
hid2	id23	テレビ	T1	稼働
hid4	id5	冷蔵庫	T6	稼働
hid4	id17	アイロン	T2	稼働
hid4	id17	ポット	T5	稼働

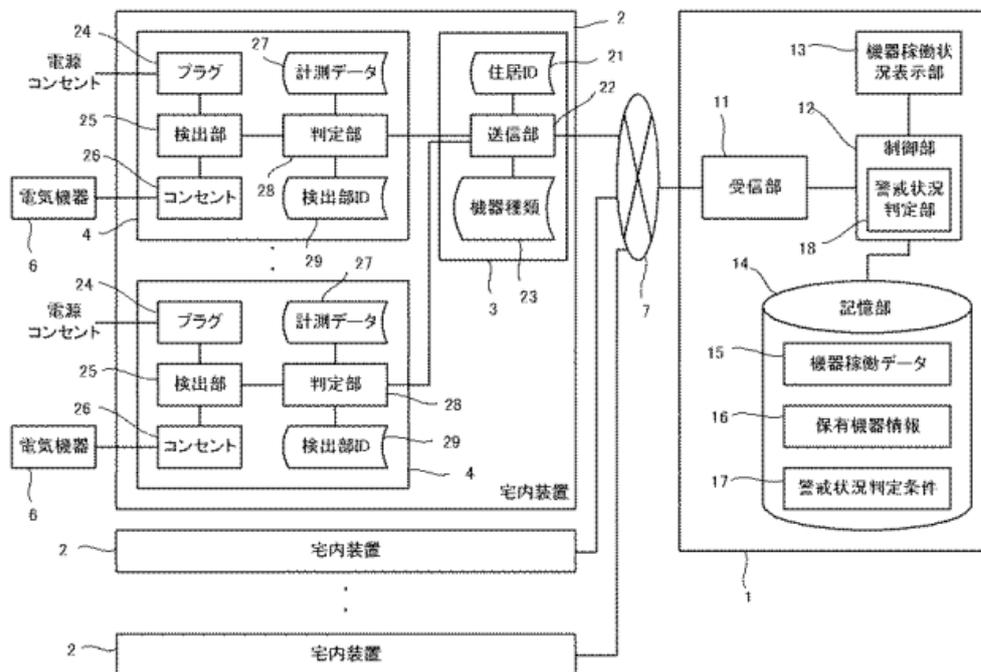
16 保有機器情報

住居ID	保有機器リスト
hid2	電気炊飯器、テレビ
hid4	冷蔵庫、アイロン、ポット
hid7	電気炊飯器、掃除機、冷蔵庫、PC
...	...

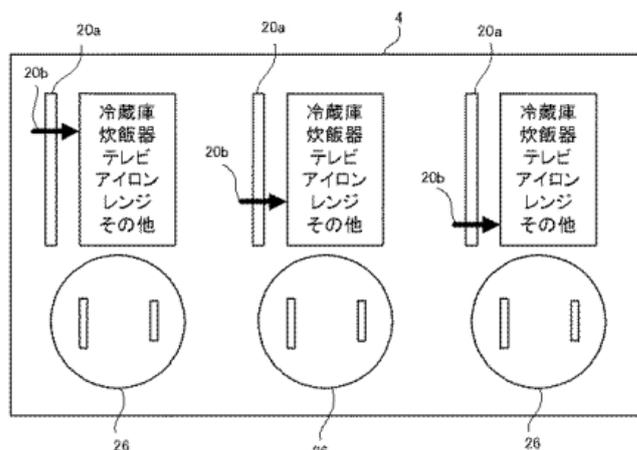
【図6】



【図10】



【図 16】



4. 審決（審決取消の理由となった事項）の概要（下線は筆者による）

引用発明の「遠隔監視装置 1」は「宅内装置 2 から電気機器 6 の稼働状況を受信して」、「住居 ID と検出部 ID に基づき電気機器 6 の稼働状態を格納」するものである。

引用発明の「住居 ID」は「住居を一意に識別する符号であり」、「検出部 ID」は「住居内で電源タップ 4 を一意に識別する符号である」から、「住居 ID と検出部 ID」は本願発明でいう『設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係る ID 番号』に相当する。

また、「電気機器 6」は「スイッチボックスで接続する構成」の「照明器具」であるから、本願発明でいう『点灯又は消灯する照明装置』であるということが出来る。

そうすると、引用発明における「電気機器 6」は、本願発明でいう『設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係る ID 番号が予め前記サーバに登録され、点灯又は消灯する照明装置』に相当する。

5. 原告（出願人）の主張（審決取消の理由となった事項）の概要（下線は筆者による）

（1）本願発明の「ID 番号」

本願明細書等の段落【0020】ないし【0028】、【図 2】には、以下の事項が開示されている。

- ① 「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係る ID 番号」は、照明装置の位置情報を含むものであり、照明装置の位置情報として利用される。
- ② 照明装置 10 の発信装置は、一意に割り振られた位置 ID 番号を電波に重畳されて発信する。
- ③ 位置 ID 番号には、出荷 ID 番号、施設 ID 番号、内部管理 ID 番号、設置箇所が存在する施設住所（階数）及び設置箇所の経度・緯度が紐づけて管理されている。
- ④ 照明装置 10 の設置箇所には、施設の住所、経度緯度、及び施設が複数階から構成される場合は、階数を含む。

以上の開示によれば、本願発明の「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係る I D 番号」は、照明装置 1 0 の位置情報を含む。

(2) 引用発明の「検出部 I D」

一方、引用発明の検出部 I D は、住居内で電源タップ 4 を一意に識別する符号であって単に電源タップ 4 を識別するためのものである。そのため、引用発明の検出部 I D は、設置された施設及び住居内で電源タップ 4 を一意に識別する I D 番号であるにとどまり、位置情報を含まないし、位置情報として利用されるものではない。

(3) しかるに、本件審決は、引用発明の検出部 I D が本願発明の「施設内での設置箇所に係る I D 番号」に相当すると解して一致点に含めており、一致点の認定を誤っている。本件審決は、この誤りの結果、次の相違点 5 を看過し、その容易想到性の判断を行っていないから、この誤りは審決の結論に影響を及ぼす。

[相違点 5]

本願発明の「I D 番号」は、「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係る I D 番号であり、位置情報を含むものであるのに対し、

引用発明の「I D 番号」は、「設置された施設及び住居内で電源タップ 4 を一意に識別する I D 番号であり、位置情報を含まない点。

6. 被告（特許庁）の主張（審決取消の理由となった事項）の概要

(1) 本願発明の「I D 番号」

本願発明は、請求項 1 の記載上、「位置情報」との特定はないし、その技術的意義からみても、本願発明の「I D 番号」が設置箇所の位置情報そのものであったり、設置箇所の位置情報を含むものであったりする必要はない。したがって、本願発明の「I D 番号」は、照明装置 1 0 の位置情報を含むものではなく、照明装置 1 0 の位置情報として利用されるものでもない。

また、本願明細書等における照明装置 1 0 の設置箇所を示す情報の具体例をみても、段落【0 0 2 4】、【0 0 2 7】、【0 0 4 1】及び【0 0 4 2】の記載によれば、実際に照明装置 1 0 の設置箇所を特定している情報は「施設 I D 番号」及び「内部管理 I D 番号」であって、本願発明の「I D 番号」の具体例である「位置 I D 番号」ではない。

したがって、本願明細書等の記載からみても、本願発明の「I D 番号」は位置情報を含むものではなく、照明装置 1 0 の位置情報として利用されるものでもない。

(2) 引用発明の「検出部 I D」

ア 引用文献 1 の【図 5】をみると、検出部 I D（「計測値 I D」と記載されているが誤記である。）が「i d 1 3」の場合、住居 I D にかかわらず、電気炊飯器が接続されているところ、通常、電気炊飯器は台所で使用され、トイレや玄関で使用する人はいないから、検

検出部IDの「id13」は、「台所」という、住居内で「どこ」に設置されているのかを識別しているといえる。さらに、上記【図5】において、検出部IDが「id17」の場合、PC、アイロン及びポットが接続されているが、上記と同様、通常、これらはいずれも居間で使用され、トイレや玄関で使用する人はいないから、検出部IDの「id17」も、「居間」という、住居内で「どこ」に設置されているのかを識別しているといえる。

そうすると、引用発明の「検出部ID」は、単に「電源タップ4を一意に識別する符号」にとどまるものとはいえないし、住居内の「どれ」かということを識別することができるにとどまるものであるともいえない。上述のとおり、引用発明の「検出部ID」は、住居内で「どこ」に設置されているのかを識別する符号であり、位置情報として意味を有する。

したがって、引用発明の「検出部ID」は、「検出部IDにより、住居内で『どこ』に設置されているかを識別することができる」ということができ、本願発明の「内部管理ID番号」と同じ役割を有している。

イ 引用発明の「電源タップ4」の「検出部ID」は「住居内で電源タップ4を一意に識別する符号」（段落【0023】）である。通常、住居内の電源タップは、一度設置された場所を動かすことはない（つまり、電源タップに接続している家電機器、たとえば、エアコン、テレビ、冷蔵庫などを新しく買い換えた場合でも、わざわざ、電源タップの場所を変更することは常識的に考え難い。）から、引用発明の「電源タップ4」の「検出部ID」により、その設置された場所を識別することが可能であることは、明らかである。

加えて、引用発明の「警戒状況判定部18」に関しては、「機器稼働データ15が保持する住居別IDと検出部IDと推定時刻と電気機器6の種類と稼働状況との組からなるデータが判定条件に適合するか否かを調べる」（段落【0058】）との実施形態が開示されているから、引用発明は、検出部IDを用いて警戒すべき状況か否かを判断することも示唆されている。ここで、「検出部ID」は、「電源タップ4」の設置された場所との対応関係が想定されているからこそ、警戒すべき状況か否かの判断に寄与することが明らかである（逆に、設置された場所がわからないのならば、判定条件に検出部IDを適用する理由がない。）。

なお、「検出部ID」から、住居内のどこに設置された照明器具であるかを識別できることは、引用文献1の【図6】に、各室の照明器具に電源タップ4を備える態様が記載されていることから明らかである。したがって、引用発明の「検出部ID」は、「電源タップ4」の設置された場所と対応関係があり、そのため、住居内の「どこ」に設置されているかを識別できるという意味で、本願発明の「内部管理ID番号」に相当する。

(3) 以上のとおり、本願発明の「ID番号」は位置情報を含まないし（上記（1））、仮に、本願発明の「ID番号」が位置情報を含むというのであれば、引用発明の「検出部ID」も位置情報を含むというべきである（上記（2））。

よって、いずれにせよ、審決には、結論に影響を及ぼすような一致点の認定誤りはない。

7. 裁判所の判断の概要

(1) 本願発明における「施設内での設置箇所に係るID番号」の技術的意義

上記認定に係る本願発明の内容に照らすと、本願発明においては、照明装置に備えられた発信装置が、「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号（が重畳された電波）」を発信し、ネットワーク経由で当該「ID番号」を受信したクラウドサーバが、当該「ID番号」に基づき、予め登録された安否通知ルールに応じて安否確認を行う。そして、本願明細書等の段落【0020】及び【図1】の記載も参照すると、「施設」とは「見守り対象者」の居宅を指し、「設置箇所」は当該居宅の中での個々の部屋（居間、トイレ、寝室等）を指すことを理解できる。

そうすると、本願発明において「安否確認」という所期の作用効果を奏するためには、照明装置から発信される「ID番号」と、クラウドサーバに登録された「ID番号」とが、いずれも、照明装置の「設置箇所」を特定し得るID番号でなければならないし、また、照明装置から発信される「ID番号」と、クラウドサーバに登録される「ID番号」とは、これらを相互に対照することによって、どの「設置箇所」において異常が生じているかを検知可能にするものでなければならないと解される。

以上によれば、本願発明は、照明装置が発信装置を備え、この発信装置から発信された「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号」（居間、トイレ、寝室等の各部屋を識別できる情報）に基づいて、照明装置の設置箇所（部屋）を識別し、この識別した設置箇所に応じた安否通知ルールに従って安否判定を行うものであり、安否判定に、照明装置の設置箇所（具体的には居間、トイレ、寝室等の各部屋）という位置情報を利用するものと認められる。

(2) 引用発明における「検出部ID」の技術的意義

上記認定に係る引用発明の「検出部ID」が、「電源タップ4」の住居内での設置箇所を識別するものであるか否かについて検討する。

引用発明の「検出部ID」は、住居内で「電源タップ4」を一意に識別する符号であるものの、引用文献1には、前記「検出部ID」が「電源タップ4」の設置箇所を表す情報と関連するものであることは一切記載されていない。また、電源タップの一般的な使用形態を参酌すると、電源タップを住居内のどこに設置してどのような電気機器に接続するかは、当該電源タップを利用する者が任意に決められるものと解される。

引用文献1では、「電源タップ4」に照明器具が接続される態様も開示されているものの（【図6】）、照明器具は、居間、トイレ、寝室等、住居内のあらゆる箇所で用いられるものであり、よって、当該照明器具に接続される電源タップの設置箇所も住居内のあらゆる場所が想定されるものであるから、「検出部ID」により「電源タップ4」を一意に識別しても、それは「電源タップ4」の識別にとどまるものであって、当該「電源タップ4」の設置箇所も識別できるとする根拠は見出せない。

すなわち、「電源タップ4」の「検出部ID」から住居内の設置箇所を識別するためには、「検出部ID」と当該「電源タップ4」の住居内での設置箇所とを対応付けた何らかの付加的情報が必要である。「電源タップ4」の「検出部ID」という、電源タップを一意に識別する符号から、当該「電源タップ4」の設置箇所を識別することができる、と認めることはできない。

(3) 被告の主張について

ア 被告は、本願明細書等の段落【0024】において、照明装置から発信されるID番号としては「位置ID番号」のみが開示されているところ、位置ID番号に紐づけられる位置情報に設置箇所（個々の部屋）が含まれるか否かが明らかでない」と指摘する。

しかしながら、次の(ア)ないし(ウ)に照らすと、本願発明の「位置ID番号」には、居宅内の各部屋を特定する「内部管理ID番号」が含まれる、と理解されるから、被告の上記指摘は上記認定を覆すものではない。

(ア) 段落【0026】及び【0027】においては、情報を受信するクラウドサーバの側のデータベース内に、居宅内の各部屋を特定する「内部管理ID番号」が登録されることが記載されており、段落【0029】以下では、安否確認システムの動作によって、居宅内のどの部屋（設置箇所）において異常が生じているのかを判定する仕組みが詳細に説明されている。そうすると、発信装置から発信される「位置ID番号」が、クラウドサーバの保有する「内部管理ID番号」を含むものと解しないと、本願明細書等の記載全体を合理的に理解することができない。

(イ) 段落【0035】、【0040】及び【0042】には、段落【0024】と異なり、「位置ID番号」が照明装置の設置箇所（居間、トイレ、寝室等の各部屋）を特定することが明示されている。

(ウ) 段落【0024】において、「位置ID番号」に紐づけられる「位置情報」は、「設置箇所が存在する施設の住所、並びに設置箇所の緯度経度及び施設の設置する階数等」である。この「等」に、設置箇所となる各部屋の名称（居間、トイレ、寝室等）を含めることによって、位置ID番号が、設置箇所を特定する情報（クラウドサーバの「内部管理ID番号」に対応する情報）を含むものと解釈することが許されないとはいえない。

イ 被告は、電源タップに接続される電気機器の設置箇所（部屋）は、電気機器の種別によって通常定まるから、引用発明の「検出部ID」は、単に「電源タップ4を一意に識別する符号」、すなわち、住居内の「どれ」かということ識別する符号にとどまるものでもなく、住居内で「どこ」に設置されているのかを識別する符号であって、位置情報として意味を有し、本願発明の「内部管理ID番号」と同じ役割を有している旨主張する。

たしかに、被告がその主張の根拠とする引用文献1の【図5】において、「住居ID」、「検出部ID」（図5の「計測部ID」との記載は「検出部ID」の誤記と認められる。）、「機器種類」、「稼働状況」などからなる機器稼働データが例示されており、たとえば、「検出部

「ID」が“id13”の場合は、「住居ID」が“hid7”の場合も“hid2”の場合も「機器種類」が“電気炊飯器”であること、「検出部ID」が“id17”の場合は、「機器種類」が“PC”，“アイロン”，あるいは“ポット”であることが例示されており，「検出部ID」と電気機器の種類，ひいては「電源タップ4」の設置箇所との間に何らかの相関関係があることも推測される。

しかしながら，引用文献1の【図5】におけるこれらの例示は，利用者が住居内に各電源タップを任意に設置して電気機器に接続した結果として生じる，「検出部ID」と接続されている電気機器との対応関係を示しているにすぎないというべきであって，たとえば，前記ポットは，台所，居間，ダイニング，寝室のいずれでも利用されることに鑑みると，【図5】の記載をもってして，「電源タップ4」の「検出部ID」と当該「電源タップ4」の設置箇所との間に何らかの対応関係が定められているとすることはできない。

また，引用文献1の段落【0075】ないし【0078】には，実施の形態3に係る生活状況監視システムにおいて，「電源タップ4」に機器種類を設定する「スライドスイッチ20a」を設けることが記載されており，【図16】には，機器種類として，「冷蔵庫」，「炊飯器」，「テレビ」，「アイロン」，「レンジ」，「その他」が例示されており，「スライドスイッチ20a」がこれらの機器種類の中から任意に機器種類を選択することが示されている。してみると，引用文献1に記載の「電源タップ4」は，「冷蔵庫」，「炊飯器」，「テレビ」等を含め，種々の電気機器に接続されることを前提としたものであり，当該「電源タップ4」が設置される箇所も，台所，居間等，住居内の様々な箇所が想定されるものであるから，「電源タップ4」の「検出部ID」と当該「電源タップ4」の設置箇所との間には，元来関連性はない。

以上によれば，引用文献1に，「電源タップ4」を一意に識別するための「検出部ID」に基づいて，当該「電源タップ4」の設置箇所を識別するという技術思想が開示されているとは認められず，被告の上記主張は採用することができない。

ウ 被告は，住居内の電源タップ及びそれに接続される家電機器は，いったん設置されれば移動しないのが通常であること，引用発明においては「電源タップ4」の設置箇所が判明しているからこそ警戒すべき状況か否かの判定ができること，を考慮すれば，「電源タップ4」の「検出部ID」は設置箇所を識別し得る情報であり，本願発明の位置情報（設置箇所の情報を含む。）と相違しない旨主張する。

しかしながら，以下のとおり，被告の上記主張は採用することができない。

(ア) 引用文献1の【図13】には，警戒すべき状況か否かを判定するための条件の例が記載されている。この記載からは，電気機器の種別（テレビ，炊飯器，アイロン等）と稼働状況（稼働中か停止中か）に応じて警戒状況を判定するという技術思想は読み取れるものの，電気機器の種別が同一である場合に，当該電気機器の設置箇所に応じて判定する条件を異ならせる（例えば，居間と寝室のテレビとで判定条件を異ならせる）という技術思想を読み取ることはできない。

このように、引用発明においては、警戒すべき状況か否かを判定するための情報として、特定の電源タップに接続された電気機器の種別を用いているが、当該電源タップ及びそれに接続された電気機器の設置箇所と関連する情報を用いることの開示又は示唆はない。

(イ)引用文献1の【図6】には、二つの部屋のそれぞれにおいて、同一の種別の電気機器である照明装置が「電源タップ4」に接続される態様が開示されており、二つの部屋にそれぞれ設けられた「電源タップ4」が、「検出部ID」を「遠隔監視装置1」に送信するものと認められるが、この場合であっても、上記(ア)に示したとおり、「検出部ID」は、各々の電源タップ及びこれに接続された電気機器を一意に識別するための符号であるにとどまり、「電源タップ4」の設置箇所を示す情報ではないから、「検出部ID」により各部屋を識別できるとする技術的根拠は見出せない。

(4) 以上によれば、引用発明の「検出部ID」は、「電源タップ4」の住居内での設置箇所を識別するものではないから、本願発明の位置情報のうち、住居内における設置箇所を特定する「内部管理ID番号」(具体的には居間、トイレ、寝室等の各部屋)とは技術的意義を異にする。

それにもかかわらず、本件審決は、引用発明の「検出部ID」は本願発明の「内部管理ID番号」に相当するとして、「施設内での設置箇所に係るID番号」が安否確認に用いられることを一致点の認定に含めており、この認定には誤りがあるといわざるを得ない。その結果、本件審決は、原告の主張に係る相違点5を看過しており、上記一致点の認定誤りは本件審決の結論に影響を及ぼす誤りである。

8. コメント

制御の発明に係る出願では、一見同じような処理を行っているように見える引例が挙げられて新規性、進歩性が否定された場合でも、実際には技術的な思想が異なっており、審査官の誤認であることが少なくないように思います。また、制御の発明では、このような引例が挙げられた場合に、技術的な思想が違っていることに気が付きにくいように思います。

したがって、制御の発明に係る出願において、新規性、進歩性が否定された場合に、審査結果が妥当であるかについて特に注意深く検討する必要があると思います。

なお、本件は、差戻された審判において、令和4年3月10日に特許審決が出されています。

以上